

排水基準を定める省令の一部を改正する省令 参照条文

○水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百二十八号） （抄）

（定義）

第二条 （略）

2 この法律において「特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。

一 カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質を含むこと。

二 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態（熱によるものを含む、前号に規定する物質によるものを除く。）を示す項目として政

令で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

3 ～ 8 （略）

（排水基準）

第三条 排水基準は、排出水の汚染状態（熱によるものを含む。以下同じ。）について、環境省令で定める。

2 ～ 5 （略）

（経過措置）

第二十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。